

別紙1

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>(用語の意義) (電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 前号の計画には、地域広帯域移動無線アクセスシステム（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の無線局であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（当該システムであつて、免許人の所有する土地等又は設備規則第三条第四号の八に規定するローカル5Gのシステムの制御信号の送受信のために必要な区域の範囲に限って無線局の開設が認められるもの）以外のもの）の無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画が含まれていること。</p> <p>「三〜八 略」</p> <p>〔第四条〕第七條 略</p> <p>〔特別業務の局〕</p> <p>第七條の二 特別業務の局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。</p> <p>二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。</p> <p>三 通信の相手方及び通信事項は、その局の免許を受けようとしている者の事業又は業務の遂行上必要であつて、最小限のものであること。</p> <p>四 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。</p> <p>第七條の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑制する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 前条各号に掲げる条件を満たすものであること。</p> <p>二 その局は、次に掲げる既設の無線局（以下「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑制し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>(1) 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局又は陸上移動中継局（基地局が使用する周波数に限る。以下この条において同じ。）</p> <p>(2) 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動中継局</p> <p>(3) PHSの基地局（設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局をいう。）又は陸上移動中継局</p> <p>三 その局を開設し、運用することについて同一周波数帯を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者から同意が得られていること。</p>	<p>(用語の意義) (電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>二の二 前号の計画には、地域広帯域移動無線アクセスシステム（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（当該システムであつて、免許人の所有する土地等又は設備規則第三条第四号の八に規定するローカル5Gのシステムの制御信号の送受信のために必要な区域の範囲に限って無線局の開設が認められるもの）以外のもの）の無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画が含まれていること。</p> <p>「三〜八 同上」</p> <p>〔第四条〕第七條 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
--	---

<p>〔第八条・第九条 略〕 (適用除外) 第十条 第三条第五号、第四条第六号、第七条の三第三号及び第八条第九号の規定は、再免許については規定しない。</p>	<p>〔第八条・第九条 同上〕 (適用除外) 第十条 第三条第五号、第四条第六号及び第八条第九号の規定は、再免許については規定しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第八条 「略」</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 実験試験局</p> <p>九 実用化試験局</p> <p>十 アマチュア局</p> <p>十一 簡易無線局</p> <p>十二 構内無線局</p> <p>十三 気象援助局</p> <p>十四 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。以下同じ。）に限る。）</p> <p>十五 「略」</p> <p>（運用開始の届出を要しない無線局）</p> <p>第十条の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。以下同じ。）及びA三E電波一、六二〇MHz又は一、六二九MHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）</p> <p>第四十三条の二 「略」</p> <p>2 標準周波数局又は特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>第八条 「同上」</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 アマチュア局</p> <p>九 簡易無線局</p> <p>十 構内無線局</p> <p>十一 気象援助局</p> <p>十二 実験試験局</p> <p>十三 実用化試験局</p> <p>〔新設〕</p> <p>十四 「同上」</p> <p>（運用開始の届出を要しない無線局）</p> <p>第十条の二 「同上」</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇MHz又は一、六二九MHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）</p> <p>第四十三条の二 「同上」</p> <p>2 標準周波数局又は特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(無線局の運用開始等の届出) 第二十四条 「略」 「一」六 略</p> <p>2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。 「一」二 略</p> <p>三 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。)、道路交通情報通信を行う無線局(設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。))及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。) 運用規則第四百十条各号に掲げる事項</p> <p>「3 略」</p>	<p>(無線局の運用開始等の届出) 第二十四条 「同上」 「一」六 同上</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一」二 同上</p> <p>三 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。) 運用規則第四百十条各号に掲げる事項</p> <p>「3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第四条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特別業務の局及び標準周波数局の運用)</p> <p>第四百十条 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三)に規定する無線局をいう。以下同じ。)、道路交通情報通信を行う無線局(設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。)、及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>第四百十条の二 特別業務の局のうち、携帯無線通信等を抑止する無線局の運用については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 通信を抑止することにより緊急通報、災害発生時における連絡その他の緊急時の通信が行えないことを十分認識し、緊急時においては直ちに運用を停止し、又は通信を抑止する範囲内にいる者に必要な情報の伝達その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>二 通信を抑止する時間は、必要最小限でなければならない。</p> <p>三 通信を抑止する範囲及び時間において、当該範囲内にいる者に対して、通信ができない旨の表示その他の周知を十分に行わなければならない。</p> <p>四 通信の抑止を目的としない範囲に抑止の効果が及んでいないことを定期的に確認するとともに、通信の抑止を目的としない範囲に抑止の効果が及んでいると判明した場合は、直ちに無線局の運用を停止しなければならない。</p>	<p>(特別業務の局及び標準周波数局の運用)</p> <p>第四百十条 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)、及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>〔新設〕</p>
備考	表中的「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第五条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章」第三章 略」</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>「第一節」第七節の二の二 略」</p> <p>第七節の二の三 他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備</p> <p>第七節の二の四 携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備（第五十四条の四）</p> <p>「第七節の三」第九節 略」</p> <p>附則</p> <p>第七節の二の四 携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備 （携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備）</p> <p>第五十四条の四 携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 送信空中線電力は、一ワット以下であること。</p> <p>二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。</p> <p>三 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。</p> <p>四 通信方式は、単向通信方式であること。</p> <p>五 送信する電波の偏波は、垂直偏波又は水平偏波であること。</p> <p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>「1～64 略」</p> <p>65 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>66 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から65までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>	<p>「同上」</p> <p>「第一章」第三章 同上」</p> <p>第四章 「同上」</p> <p>「第一節」第七節の二の二 「同上」</p> <p>第七節の二の三 他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備</p> <p>第七節の三 第九節 同上」</p> <p>附則</p> <p>「新設」</p> <p>「同左」</p> <p>「1～64 同左」</p> <p>「新設」</p> <p>65 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から63までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>
備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。